

医学教育分野別評価
評価報告書（確定版）

受審大学名 弘前大学医学部医学科
評価実施年度 2021 年度
作成日 2022 年 5 月 19 日

一般社団法人 日本医学教育評価機構

はじめに

医学教育分野別評価基準日本版 Ver.2.32 をもとに弘前大学医学部医学科の分野別評価を2021年に行った。評価は利益相反のない7名の評価員によって行われた。評価においては、2021年6月に提出された自己点検評価報告書を精査した後、2021年9月13日～9月17日にかけて実地調査を実施した。なお、今回の評価は新型コロナウイルス感染症拡大の状況を鑑み、オンライン形式で行った。

弘前大学医学部医学科に対する質疑応答、学生、研修医および教員との面談等の結果を踏まえ、ここに評価報告書を提出する。

総評

弘前大学医学部医学科では、「世界に発信し、地域と共に創造する弘前大学」を基本理念とし、その理念のもと「地域を志向した教育」、「社会の変化に対応した教育」、「リサーチマインドの育成」を目指した医学教育に取り組んでいる。また、大学の歴史を背景に地域の活性化に貢献し、かつ世界的な視野を持った医師・研究者の育成を推進する医学教育を実践している。2017年に医学教育センターを再編し教育改善に努めている。

本評価報告書では、弘前大学医学部医学科のこれまでの改革実行と今後の改革計画を踏まえ、国際基準をもとに評価を行った結果を報告する。

評価は現在において実施されている教育について行った。弘前大学医学部医学科では、学外臨床実習施設やその指導者を確保することにより、地域医療およびへき地医療に関する幅広い臨床実習を可能としていること、地域医療に関連する6つの寄附講座を開講して地域医療の向上に努めていること、「岩木健康増進プロジェクト」、「いきいき健診」等でスタッフと学生が保健医療関連部門と協働して活動していること、放射線被ばく医療について体系的な教育をしていることは評価できる。

一方で、学修成果の学生および教員への十分な周知、行動科学、医療倫理学等の体系的な教育体制の構築、診療参加型臨床実習の実質化、卒業時コンピテンシーの達成および各学年での段階的な到達度の確実な評価、学生代表の各委員会参加の実質化、IR部門とプログラム評価委員会の活動の実質化等に課題を残している。今後、早急に医学教育センターを中心とした教学活動の充実化が必要である。

基準の適合についての評価結果は、36の下位領域の中で、基本的水準は19項目が適合、17項目が部分的適合、0項目が不適合、質的向上のための水準は18項目が適合、17項目が部分的適合、0項目が不適合、1項目が評価を実施せずであった。なお、領域9の「質的向上のための水準」については今後の改良計画にかかるため、現状を評価することが分野別評価の趣旨であることから、今回は「評価を実施せず」とした。

評価チーム

主査	山脇	正永
副査	佐藤	二美
評価員	飯野	哲
	鈴木	敬一郎
	高木	康
	長岡	功
	増田	道明

1. 使命と学修成果

概評

使命の中の「医学部のミッションの再定義」には地域医療への貢献に関する詳細な内容が記載されている。学修成果として卒業時コンピテンスおよび卒業時コンピテンシーを定めている。

医学部の使命が複数掲げられており、それぞれの関係性を明確にして、教員や学生等に分かりやすく示すべきである。カリキュラムの作成に関わる各委員会の役割分担と自律性について整理して教育施策を構築し、実施すべきである。学修成果について学生および教員に十分周知すべきである。

現行カリキュラムの課題に関して、より多くの教員が適切に提案できるようにすることが望まれる。使命と目標とする学修成果の策定には、より広い範囲の教育の関係者からの意見を聴取することが望まれる。

1.1 使命

基本的水準： 適合

医学部は、

- 学部の使命を明示しなくてはならない。(B 1.1.1)
- 大学の構成者ならびに医療と保健に関わる分野の関係者にその使命を示さなくてはならない。(B 1.1.2)
- その使命のなかで医師を養成する目的と教育指針として以下の内容の概略を定めなくてはならない。
 - 学部教育としての専門的実践力(B 1.1.3)
 - 将来さまざまな医療の専門領域に進むための適切な基本(B 1.1.4)
 - 医師として定められた役割を担う能力(B 1.1.5)
 - 卒後の教育への準備(B 1.1.6)
 - 生涯学習への継続(B 1.1.7)
- その使命に社会の保健・健康維持に対する要請、医療制度からの要請、およびその他の社会的責任を包含しなくてはならない。(B 1.1.8)

特記すべき良い点（特色）

- 使命の中の「医学部のミッションの再定義」には地域医療への貢献に関する詳細な内容が記載されている。

改善のための助言

- 医学部の使命として、「医学科の理念・目的」、「医学科の教育目的」、「ディプロマ・ポリシー」、「医学部のミッションの再定義」が挙げられており、これらの関係性を明確にして、教員や学生等に分かりやすく示すべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- その使命に以下の内容が包含されているべきである。
 - 医学研究の達成(Q 1.1.1)
 - 国際的健康、医療の観点(Q 1.1.2)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- 国際的健康、医療の観点について、より明確に使命に包含することが期待される。

1.2 大学の自律性および教育・研究の自由

基本的水準： 適合

医学部は、

- 責任ある立場の教職員および管理運営者が、組織として自律性を持って教育施策を構築し、実施しなければならない。特に以下の内容を含まれなければならない。
 - カリキュラムの作成(B 1.2.1)
 - カリキュラムを実施するために配分された資源の活用(B 1.2.2)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- カリキュラムの作成に関わる委員会として、カリキュラム委員会、カリキュラム委員会実務者会議、カリキュラム検討部門があり、それぞれの役割分担と自律性について整理して教育施策を構築し、実施すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、以下について教員ならびに学生の教育・研究の自由を保障すべきである。

- 現行カリキュラムに関する検討(Q 1.2.1)
- カリキュラムを過剰にしない範囲で、特定の教育科目の教育向上のために最新の研究結果を探索し、利用すること(Q 1.2.2)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- 現行カリキュラムの課題に関して、より多くの教員が適切に提案できるようにすることが望まれる。

1.3 学修成果

基本的水準： 適合

医学部は、

- 意図した学修成果を定めなければならない。それは、学生が卒業時までにはその達成を示すべきものである。それらの成果は、以下と関連しなくてはならない。
 - 卒前教育で達成すべき基本的知識・技能・態度(B 1.3.1)
 - 将来にどの医学専門領域にも進むことができる適切な基本(B 1.3.2)
 - 保健医療機関での将来的な役割(B 1.3.3)
 - 卒後研修(B 1.3.4)
 - 生涯学習への意識と学修技能(B 1.3.5)
 - 地域医療からの要請、医療制度からの要請、そして社会的責任(B 1.3.6)
- 学生が学生同士、教員、医療従事者、患者、およびその家族を尊重し適切な行動をとることを確実に修得させなければならない。(B 1.3.7)
- 学修成果を周知しなくてはならない。(B 1.3.8)

特記すべき良い点（特色）

- 学修成果として卒業時コンピテンス（10領域）および卒業時コンピテンシー（66項目）を定めている。

改善のための助言

- 学修成果について学生および教員に十分周知し、理解を促すべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 卒業時の学修成果と卒後研修終了時の学修成果をそれぞれ明確にし、両者を関連づけるべきである。(Q 1.3.1)
- 医学研究に関して目指す学修成果を定めるべきである。(Q 1.3.2)
- 国際保健に関して目指す学修成果について注目すべきである。(Q 1.3.3)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- なし

1.4 使命と成果策定への参画

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- 使命と目標とする学修成果の策定には、教育に関わる主要な構成者が参画しなければならない。(B 1.4.1)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- 使命の策定に学生とより多くの教職員が参画すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 使命と目標とする学修成果の策定には、広い範囲の教育の関係者からの意見を聴取すべきである。(Q 1.4.1)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- 使命と目標とする学修成果の策定には、他医療職種、地域医療関係者や患者代表等、より広い範囲の教育の関係者からの意見を聴取することが望まれる。

2. 教育プログラム

概評

診療参加型臨床実習前に基礎と臨床のつながりを意識し、臨床推論能力・問題解決能力を涵養するカリキュラムを十分な期間をとって配置している。「岩木健康増進プロジェクト」に学生が参加し、健康増進や予防医学、地域保健に関して体験する機会を早期から組み込んでいることは評価できる。被ばく医療総合研究所の教員を中心に放射性物質の物理的性質から人体への影響まで、体系的な教育をしていることは、特色ある取り組みとして評価できる。

教員と学生が教育プログラム全体を十分に理解できるように、カリキュラムマップを明示すべきである。行動科学、医療倫理学、および医療法学について、さまざまな科目にわたっている教育内容を整理・統合し、統轄責任者を定めて管理する体制を構築して、順次性を明確に規定した上で実践すべきである。臨床医学教育のカリキュラムを社会の変化に対応して、組織的・体系的に調整や修正する体制を構築することが望まれる。診療参加型臨床実習をより充実させ、臨床技能・医療専門職としての技能を早期から計画的に十分な期間をとって修得できるようにすべきである。臨床実習の現場でEBMの教育を確実に行うべきである。関連する科目の水平的統合・垂直的統合を推進し、より効果的な教育体系を構築することが望まれる。組織の中でカリキュラム委員会の位置づけを明確にし、規程を定めて責任と権限を持ってカリキュラムの立案と実施に対応すべきである。

2.1 教育プログラムの構成

基本的水準： 適合

医学部は、

- カリキュラムを定めなければならない。(B 2.1.1)
- 学生が自分の学修過程に責任を持てるように、学修意欲を刺激し、準備を促して、学生を支援するようなカリキュラムや教授方法/学修方法を採用しなければならない。(B 2.1.2)
- カリキュラムは平等の原則に基づいて提供されなければならない。(B 2.1.3)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 臨床推論能力を涵養するために4年次後期にPBLを3か月実施している。

改善のための助言

- ・ なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 生涯学習につながるカリキュラムを設定すべきである。(Q 2.1.1)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ なし

2.2 科学的方法

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- カリキュラムを通して以下を教育しなくてはならない。
 - 分析的で批判的思考を含む、科学的手法の原理(B 2.2.1)
 - 医学研究の手法(B 2.2.2)
 - EBM(科学的根拠に基づく医学)(B 2.2.3)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための助言

- ・ カリキュラムを通して医学研究や臨床の実践に必要な、批判的・分析的な思考に基づく科学的手法の原理を体系的に教育すべきである。
- ・ 臨床実習の現場でEBMの教育を確実に行うべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- カリキュラムに大学独自の、あるいは先端的な研究の要素を含むべきである。(Q 2.2.1)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 被ばく医療総合研究所の教員を中心に放射性物質の物理的性質から人体への影響まで、体系的な教育をしていることは、特色ある取り組みとして評価できる。

改善のための示唆

- ・ なし

2.3 基礎医学

基本的水準： 適合

医学部は、

- 以下を理解するのに役立つよう、カリキュラムの中で基礎医学のあり方を定義し、実践しなければならない。

- 臨床医学を修得し応用するのに必要となる基本的な科学的知見(B 2.3.1)
- 臨床医学を修得し応用するのに必要となる基本的な概念と手法(B 2.3.2)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- なし

質的向上のための水準：部分的適合

医学部は、

- カリキュラムに以下の項目を反映させるべきである。
 - 科学的、技術的、臨床的進歩(Q 2.3.1)
 - 現在および将来的に社会や医療システムにおいて必要になると予測されること(Q 2.3.2)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- 将来的に社会や医療システムにおいて必要になると予測されることを明確にした上で、組織的に教育方針を決定しカリキュラムに反映させることが望まれる。

2.4 行動科学と社会医学、医療倫理学と医療法学

基本的水準：部分的適合

医学部は、

- カリキュラムに以下を定め、実践しなければならない。
 - 行動科学(B 2.4.1)
 - 社会医学(B 2.4.2)
 - 医療倫理学(B 2.4.3)
 - 医療法学(B 2.4.4)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- 行動科学、医療倫理学、および医療法学について、さまざまな科目にわたっている教育内容を整理・統合し、統轄責任者を定めて管理する体制を構築して、順次性を明確に規定した上で実践すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 行動科学、社会医学、医療倫理学、医療法学に関し以下に従ってカリキュラムを調整および修正すべきである。
 - 科学的、技術的そして臨床的進歩(Q 2.4.1)
 - 現在および将来的に社会や医療システムにおいて必要になると予測されること(Q 2.4.2)
 - 人口動態や文化の変化(Q 2.4.3)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- 行動科学、社会医学、医療倫理学、医療法学に関し、社会情勢や時代の変化に対応してカリキュラムを修正する体制を構築することが望まれる。

2.5 臨床医学と技能

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- 臨床医学について、学生が以下を確実に実践できるようにカリキュラムを定め実践しなければならない。
 - 卒業後に適切な医療的責務を果たせるように十分な知識、臨床技能、医療専門職としての技能の修得(B 2.5.1)
 - 臨床現場において、計画的に患者と接する教育プログラムを教育期間中に十分持つこと(B 2.5.2)
 - 健康増進と予防医学の体験(B 2.5.3)
- 重要な診療科で学修する時間を定めなくてはならない。(B 2.5.4)
- 患者安全に配慮した臨床実習を構築しなくてはならない。(B 2.5.5)

特記すべき良い点（特色）

- 「岩木健康増進プロジェクト」に学生が参加し、健康増進や予防医学、地域保健に関し体験する機会を早期から組み込んでいることは評価できる。

改善のための助言

- 診療参加型臨床実習をより充実させ、臨床技能・医療専門職としての技能を早期から計画的に十分な期間をとって修得できるようにすべきである。
- 学生が経験すべき主要な症候・疾患を定義し、臨床実習期間に十分修得できるようにすべきである。
- 重要な診療科で十分に学修できるよう実習期間を確保すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- ・ 臨床医学教育のカリキュラムを以下に従って調整、修正すべきである。
 - ・ 科学、技術および臨床の進歩(Q 2.5.1)
 - ・ 現在および、将来において社会や医療制度上必要となること(Q 2.5.2)
- ・ 全ての学生が早期から患者と接触する機会を持ち、徐々に実際の患者診療への参画を深めていくべきである。(Q 2.5.3)
- ・ 教育プログラムの進行に合わせ、さまざまな臨床技能教育が行われるように教育計画を構築すべきである。(Q 2.5.4)

特記すべき良い点 (特色)

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ 臨床医学教育のカリキュラムを社会の変化に対応して、組織的・体系的に調整や修正することが望まれる。
- ・ 2年次学生、3年次学生の教育段階に合わせて、患者診療への参画を深めることが望まれる。
- ・ 教育プログラムの進行に合わせ、臨床技能教育を適切な時期に行うことが望まれる。

2.6 教育プログラムの構造、構成と教育期間

基本的水準： 適合

医学部は、

- ・ 基礎医学、行動科学、社会医学および臨床医学を適切な関連と配分で構成し、教育範囲、教育内容、教育科目の実施順序を明示しなくてはならない。(B 2.6.1)

特記すべき良い点 (特色)

- ・ 診療参加型臨床実習前に基礎と臨床のつながりを意識し、臨床推論能力・問題解決能力を涵養するカリキュラムを十分な時間をとって配置している。

改善のための助言

- ・ 教育範囲、教育内容、教育科目の実施順序を明示したカリキュラムマップを作成し、教員と学生が教育プログラム全体を十分に理解できるようにすべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、カリキュラムで以下のことを確実に実施すべきである。

- ・ 関連する科学・学問領域および課題の水平的統合(Q 2.6.1)
- ・ 基礎医学、行動科学および社会医学と臨床医学の垂直的統合(Q 2.6.2)
- ・ 教育プログラムとして、中核となる必修科目だけでなく、選択科目も、必修科目との配分を考慮して設定すること(Q 2.6.3)

- 補完医療との接点を持つこと(Q 2.6.4)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- 関連する科目の水平的統合・垂直的統合を推進し、より効果的な教育体系を構築することが望まれる。

2.7 教育プログラム管理

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- 学修成果を達成するために、学長・医学部長など教育の責任者の下で、教育カリキュラムの立案と実施に責任と権限を持つカリキュラム委員会を設置しなくてはならない。(B 2.7.1)
- カリキュラム委員会の構成委員には、教員と学生の代表を含まなくてはならない。(B 2.7.2)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- 組織の中でカリキュラム委員会の位置づけを明確にし、規程を定めて責任と権限を持ってカリキュラムの立案と実施に対応すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- カリキュラム委員会を中心にして、教育カリキュラムの改善を計画し、実施すべきである。(Q 2.7.1)
- カリキュラム委員会に教員と学生以外の広い範囲の教育の関係者の代表を含むべきである。(Q 2.7.2)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- 教育カリキュラムの改善と実施について、カリキュラム委員会の活動を実質化することが望まれる。
- カリキュラム委員会に広い範囲の教育の関係者の代表を含み、その意見をカリキュラム改善に反映させることが望まれる。

2.8 臨床実践と医療制度の連携

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- 卒前教育と卒後の教育・臨床実践との間の連携を適切に行われなければならない。
(B 2.8.1)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- 卒前教育と卒後の教育・臨床実践とのスムーズな連携のために、カリキュラム委員会と総合臨床研修センターの組織としての役割をより明確にすべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- カリキュラム委員会を通じて以下のことを確実に行うべきである。
 - 卒業生が将来働く環境からの情報を得て、教育プログラムを適切に改良すること
(Q 2.8.1)
 - 教育プログラムの改良には、地域や社会の意見を取り入れること(Q 2.8.2)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- 卒業生の働く環境や地域からの情報を体系的に確実に収集し、教育プログラムの改良につなげることが望まれる。

3. 学生の評価

概評

学生の知識、技能および態度を確実に評価し、ポートフォリオ等を用いて学年ごとに学修成果の達成をモニタすべきである。臨床実習に、MiniCEXや360度評価等の多様な評価法を導入することが望まれる。卒業時コンピテンシーと教育方法に整合した評価を実践すべきである。形成的評価と総括的評価との適切な比率を検討し、学生の学修と教育進度を評価すべきである。

3.1 評価方法

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- 学生の評価について、原理、方法および実施を定め開示しなくてはならない。開示すべき内容には、合格基準、進級基準、および追再試の回数が含まれる。(B 3.1.1)
- 知識、技能および態度を含む評価を確実に実施しなくてはならない。(B 3.1.2)
- 様々な評価方法と形式を、それぞれの評価有用性に合わせて活用しなくてはならない。(B 3.1.3)
- 評価方法および結果に利益相反が生じないようにしなくてはならない。(B 3.1.4)
- 評価が外部の専門家によって精密に吟味されなくてはならない。(B 3.1.5)
- 評価結果に対して疑義申し立て制度を用いなければならない。(B 3.1.6)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- 再試験に関する規程を整備して、開示すべきである。
- 学生の知識、技能および態度を確実に評価し、ポートフォリオ等を用いて学年ごとに学修成果の達成をモニタすべきである。
- 様々な評価方法と形式をそれぞれの評価有用性に合わせて活用すべきである。
- 評価方法および結果に利益相反が生じないように規程を整備すべきである。
- 評価が外部の評価者によって精密に吟味されるべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 評価方法の信頼性と妥当性を検証し、明示すべきである。(Q 3.1.1)
- 必要に合わせて新しい評価法を導入すべきである。(Q 3.1.2)
- 外部評価者の活用を進めるべきである。(Q 3.1.3)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- ・ 評価方法の信頼性と妥当性を検証し、明示することが望まれる。
- ・ 臨床実習に、MiniCEX、患者や多職種による360度評価等の多様な評価法を導入することが望まれる。
- ・ 学生の評価について学外臨床実習施設の指導医等、外部評価者を活用することが望まれる。

3.2 評価と学修との関連

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- ・ 評価の原理、方法を用いて以下を実現する評価を実践しなくてはならない。
 - ・ 目標とする学修成果と教育方法に整合した評価である。(B 3.2.1)
 - ・ 目標とする学修成果を学生が達成していることを保証する評価である。(B 3.2.2)
 - ・ 学生の学修を促進する評価である。(B 3.2.3)
 - ・ 形成的評価と総括的評価の適切な比重により、学生の学修と教育進度の判定の指針となる評価である。(B 3.2.4)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための助言

- ・ 卒業時コンピテンシーと教育方法に整合した評価を実践すべきである。
- ・ 学生の学修を促進する評価を確実に実施すべきである。
- ・ 形成的評価と総括的評価との適切な比率を検討し、学生の学修と教育進度を評価すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- ・ 基本的知識の修得と統合的学修を促進するために、カリキュラム(教育)単位ごとに試験の回数と方法(特性)を適切に定めるべきである。(Q 3.2.1)
- ・ 学生に対して、評価結果に基づいた時機を得た、具体的、建設的、そして公正なフィードバックを行うべきである。(Q 3.2.2)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ 基本的知識の修得と統合的学修を促進するために、試験の回数と方法(特性)を適切に定めることが望まれる。
- ・ 学生に対して評価結果に基づいた時機を得た、具体的、建設的、公正なフィードバックを行い、学生の学修をさらに進めることが望まれる。

4. 学生

概評

地域や社会からの健康に対する要請に合うように、多くの地域枠学生を受け入れていることは評価できる。社会的、経済的、および個人的事情に対応して学生を支援する多様なプログラムを提供していることも評価できる。

学生を対象とした学修上の問題に対するカウンセリング制度をさらに充実すべきである。学生の代表が教学に関わる各委員会に参加し、適切に議論に加わることを規定し、履行すべきである。

4.1 入学方針と入学選抜

基本的水準： 適合

医学部は、

- 学生の選抜方法についての明確な記載を含め、客観性の原則に基づいて入学方針を策定し、履行しなければならない。(B 4.1.1)
- 身体に不自由がある学生の入学について、方針を定めて対応しなければならない。(B 4.1.2)
- 国内外の他の学部や機関からの学生の転編入については、方針を定めて対応しなければならない。(B 4.1.3)

特記すべき良い点（特色）

- 全国最大規模となる学士編入学生の受け入れを行っている。

改善のための助言

- なし

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 選抜と、医学部の使命、教育プログラムならびに卒業時に期待される能力との関連を述べるべきである。(Q 4.1.1)
- アドミッション・ポリシー(入学方針)を定期的に見直すべきである。(Q 4.1.2)
- 入学決定に対する疑義申し立て制度を採用すべきである。(Q 4.1.3)

特記すべき良い点（特色）

- 2021（令和3）年度の新たな大学入試制度に対応して、アドミッション・ポリシーを見直した。

改善のための示唆

- 選抜と、医学部の使命、教育プログラムならびに卒業時に期待される能力をより詳細に関連づけることが望まれる。
- 入学決定に対する疑義申し立て制度について規程を整備することが望まれる。

4.2 学生の受け入れ

基本的水準： 適合

医学部は、

- 入学者数を明確にし、教育プログラムの全段階における教育能力と関連づけなければならない。(B 4.2.1)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 他の教育関係者とも協議して入学者の数と資質を定期的に見直すべきである。そして、地域や社会からの健康に対する要請に合うように調整すべきである。(Q 4.2.1)

特記すべき良い点（特色）

- 地域や社会からの健康に対する要請に合うように、多くの地域卒学生を受け入れていることは評価できる。

改善のための示唆

- なし

4.3 学生のカウンセリングと支援

基本的水準： 適合

医学部および大学は、

- 学生を対象とした学修上の問題に対するカウンセリング制度を設けなければならない。(B 4.3.1)
- 社会的、経済的、および個人的事情に対応して学生を支援するプログラムを提供しなければならない。(B 4.3.2)
- 学生の支援に必要な資源を配分しなければならない。(B 4.3.3)
- カウンセリングと支援に関する守秘を保障しなければならない。(B 4.3.4)

特記すべき良い点（特色）

- 社会的、経済的、および個人的事情に対応して学生を支援する多様なプログラムを提供していることは評価できる。

改善のための助言

- ・ 学生を対象とした学修上の問題に対するカウンセリング制度をさらに充実すべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- ・ 学生の教育進度に基づいて学修上のカウンセリングを提供すべきである。(Q 4.3.1)
- ・ 学修上のカウンセリングを提供するには、キャリアガイダンスとプランニングも含めるべきである。(Q 4.3.2)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ なし

4.4 学生の参加

基本的水準： 部分的適合

医学部は、学生が下記の事項を審議する委員会に学生の代表として参加し、適切に議論に加わることを規定し、履行しなければならない。

- ・ 使命の策定(B 4.4.1)
- ・ 教育プログラムの策定(B 4.4.2)
- ・ 教育プログラムの管理(B 4.4.3)
- ・ 教育プログラムの評価(B 4.4.4)
- ・ その他、学生に関する諸事項(B 4.4.5)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための助言

- ・ 使命の策定、教育プログラムの策定および管理、学生に関する諸事項等について、学生の代表が各委員会に参加し、適切に議論に加わることを規定し、履行すべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- ・ 学生の活動と学生組織を奨励するべきである。(Q 4.4.1)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ なし

5. 教員

概評

全学の教員ポイント制の枠の中で教育ニーズやバランスを考慮しつつ、教員の募集と選抜方針を策定し履行している。特に、地域医療や被ばく医療といった地域に固有の重大な問題を踏まえた教員の選抜が、使命との関連性を考慮して行われていることは評価できる。全教員が多面的業績評価を毎年受ける体制や、研究助成制度、表彰制度等が整備され、適切に運用されている。

教員の募集に際して教育歴や研究業績の判定水準を明示すべきである。多様かつ実効性のあるFDを実施し、教育に関する能力開発を促す機会を充実させるべきである。個々の教員がカリキュラム全体を十分に理解した上で、教育を担当すべきである。

5.1 募集と選抜方針

基本的水準：適合

医学部は、

- 教員の募集と選抜方針を策定して履行しなければならない。その方針には下記が含まれる。
 - 医学と医学以外の教員間のバランス、常勤および非常勤の教員間のバランス、教員と一般職員間のバランスを含め、適切にカリキュラムを実施するために求められる基礎医学、行動科学、社会医学、臨床医学の教員のタイプ、責任、バランスを概説しなければならない。(B 5.1.1)
 - 教育、研究、診療の役割のバランスを含め、学術的、教育的、および臨床的な業績の判定水準を明示しなければならない。(B 5.1.2)
 - 基礎医学、行動科学、社会医学、臨床医学の教員の責任を明示し、その活動をモニタしなければならない。(B 5.1.3)

特記すべき良い点（特色）

- 全学の教員ポイント制の枠の中で教育ニーズやバランスを考慮しつつ、教員の募集と選抜方針を策定して履行している。

改善のための助言

- なし

質的向上のための水準：適合

医学部は、

- 教員の募集および選抜の方針において、以下の評価基準を考慮すべきである。
 - その地域に固有の重大な問題を含め、医学部の使命との関連性(Q 5.1.1)
 - 経済的事項(Q 5.1.2)

特記すべき良い点（特色）

- 地域医療や被ばく医療といった地域に固有の重大な問題を踏まえた教員の選抜

が、使命との関連性を考慮して行われていることは評価できる。

- ・ 全学的な教員ポイント制の制約の中、学内講師、研究教授等の職位や寄附講座の設置等により、経済的事項を考慮した教員人事が行われている。

改善のための示唆

- ・ なし

5.2 教員の活動と能力開発

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- ・ 教員の活動と能力開発に関する方針を策定して履行しなければならない。その方針には下記が含まれる。
 - ・ 教育、研究、診療の職務間のバランスを考慮する。(B 5.2.1)
 - ・ 教育、研究、診療の活動における学術的業績の認識を行う。(B 5.2.2)
 - ・ 診療と研究の活動が教育活動に活用されている。(B 5.2.3)
 - ・ 個々の教員はカリキュラム全体を十分に理解しなければならない。(B 5.2.4)
 - ・ 教員の研修、能力開発、支援、評価が含まれている。(B 5.2.5)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 学内で教員経験があり、FDを受けた者が、臨床教授等として学外臨床実習施設での指導を担当する体制が構築されている。

改善のための助言

- ・ 講演会だけでなく、ワークショップ等を含めた多様かつ実効性のあるFDを実施し、教育に関する能力開発を促す機会を充実させるべきである。
- ・ 個々の教員がカリキュラム全体を十分に理解すべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- ・ カリキュラムのそれぞれの構成に関連して教員と学生の比率を考慮すべきである。(Q 5.2.1)
- ・ 教員の昇進の方針を策定して履行するべきである。(Q 5.2.2)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 学生数の増加や臨床実習期間の延長に伴う教育ニーズの増加を考慮し、学外臨床実習施設における指導者の確保が行われている。

改善のための示唆

- ・ なし

6. 教育資源

概評

医学部附属病院に加えて学外臨床実習施設やその指導者を確保することにより、地域医療およびへき地医療に関する幅広い臨床実習を可能としていることは評価できる。

各臨床実習施設における患者数と疾患分類について調査し、学生が適切な臨床経験を積めるような体制を確保すべきである。医学部附属病院だけでなく、学外実習施設の指導医についてもFD等をとおして指導能力を高め、臨床実習の質を担保すべきである。カリキュラム開発や教育技法および評価方法の開発について、教育専門家の利用についての方針を策定し、履行すべきである。国外機関だけでなく、学内他学部を含め国内の教育機関との交流を推進すべきである。

6.1 施設・設備

基本的水準： 適合

医学部は、

- 教職員と学生のための施設・設備を十分に整備して、カリキュラムが適切に実施されることを保障しなければならない。(B 6.1.1)
- 教職員、学生、患者とその家族にとって安全な学修環境を確保しなければならない。(B 6.1.2)

特記すべき良い点（特色）

・ なし

改善のための助言

・ なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 教育実践の発展に合わせて施設・設備を定期的に更新、改修、拡充し、学修環境を改善すべきである。(Q 6.1.1)

特記すべき良い点（特色）

・ なし

改善のための示唆

・ なし

6.2 臨床実習の資源

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- 学生が適切な臨床経験を積めるように以下の必要な資源を十分に確保しなければならない。
 - 患者数と疾患分類(B 6.2.1)
 - 臨床実習施設(B 6.2.2)
 - 学生の臨床実習の指導者(B 6.2.3)

特記すべき良い点（特色）

- 学外臨床実習施設やその指導者を確保することにより、地域医療およびへき地医療に関する幅広い臨床実習を可能としていることは評価できる。

改善のための助言

- 各臨床実習施設における患者数と疾患分類について調査し、学生が適切な臨床経験を積めるような体制を確保すべきである。
- 医学部附属病院だけでなく、学外実習施設の指導医についてもFD等をとおして指導能力を高め、臨床実習の質を担保すべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 医療を受ける患者や地域住民の要請に応じているかどうかの視点で、臨床実習施設を評価、整備、改善すべきである。(Q 6.2.1)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- なし

6.3 情報通信技術

基本的水準： 適合

医学部は、

- 適切な情報通信技術を有効かつ倫理面に配慮して活用し、それを評価する方針を策定して履行しなければならない。(B 6.3.1)
- インターネットやその他の電子媒体へのアクセスを確保しなければならない。(B 6.3.2)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- ・ 情報通信技術の利用状況や、それを利用した学修状況を把握すべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- ・ 教員や学生が以下の目的で新しい情報通信技術を活用できるようにすべきである。
 - ・ 自己学習(Q 6.3.1)
 - ・ 情報へのアクセス(Q 6.3.2)
 - ・ 患者管理(Q 6.3.3)
 - ・ 保健医療提供システムにおける業務(Q 6.3.4)
- ・ 担当患者のデータと医療情報システムを、学生が適切に利用できるようにすべきである。(Q 6.3.5)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 自己学習のための新たなオンライン学修支援システムを構築している。

改善のための示唆

- ・ 保健医療提供システムにおける業務に関する情報通信技術の活用をさらに進めることが望まれる。

6.4 医学研究と学識

基本的水準： 適合

医学部は、

- ・ 教育カリキュラムの作成においては、医学研究と学識を利用しなければならない。(B 6.4.1)
- ・ 医学研究と教育が関連するように育む方針を策定し、履行しなければならない。(B 6.4.2)
- ・ 大学での研究設備と研究の優先事項を示さなければならない。(B 6.4.3)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 医学研究と教育が関連するように育む方針に基づき、4か月にわたる「研究室研修」が実施されている。

改善のための助言

- ・ なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- ・ 以下の事項について医学研究と教育との相互関係を担保すべきである。
 - ・ 現行の教育への反映(Q 6.4.1)

- 学生が医学研究や開発に携わることの奨励と準備(Q 6.4.2)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- なし

6.5 教育専門家

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- 必要な時に教育専門家へアクセスできなければならない。(B 6.5.1)
- 以下の事項について、教育専門家の利用についての方針を策定し、履行しなければならない。
 - カリキュラム開発(B 6.5.2)
 - 教育技法および評価方法の開発(B 6.5.3)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- カリキュラム開発や教育技法および評価方法の開発について、教育専門家の利用についての方針を策定し、履行すべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 教職員の教育能力向上において学内外の教育専門家が実際に活用されていることを示すべきである。(Q 6.5.1)
- 教育評価や医学教育分野の研究における最新の専門知識に注意を払うべきである。(Q 6.5.2)
- 教職員は教育に関する研究を遂行すべきである。(Q 6.5.3)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- なし

6.6 教育の交流

基本的水準： 適合

医学部は、

- 以下の方針を策定して履行しなければならない。
 - 教職員と学生の交流を含め、国内外の他教育機関との協力(B 6.6.1)
 - 履修単位の互換(B 6.6.2)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 国際交流研究委員会を設置し、国外教育機関・医療機関への教職員ならびに学生の派遣、受け入れを進めている。

改善のための助言

- ・ 国外機関だけでなく、学内他学部を含め国内の教育機関との交流を推進すべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 適切な資源を提供して、教職員と学生の国内外の交流を促進すべきである。(Q 6.6.1)
- 教職員と学生の要請を考慮し、倫理原則を尊重して、交流が合目的に組織されることを保障すべきである。(Q 6.6.2)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ なし

7. 教育プログラム評価

概評

学務委員会のメンバーが6年次学生全員と面談を行い、学生自治会との懇談会も実施して学生の意見や要望を直接聴取している。

IR部門とプログラム評価委員会の活動を実質化し、カリキュラムと学修成果を定期的にモニタする仕組みを設け、評価の結果をカリキュラムに反映すべきである。教育プログラムに関する分析・対応を可能にするため、教員と学生からのフィードバックを系統的に求めるべきである。カリキュラムの変更やPBLの導入等により、意図した学修成果が達成されているか学生と卒業生について調査し、分析すべきである。

7.1 教育プログラムのモニタと評価

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- カリキュラムの教育課程と学修成果を定期的にモニタするプログラムを設けなければならない。(B 7.1.1)
- 以下の事項について教育プログラムを評価する仕組みを確立し、実施しなければならない。
 - カリキュラムとその主な構成要素(B 7.1.2)
 - 学生の進歩(B 7.1.3)
 - 課題の特定と対応(B 7.1.4)
- 評価の結果をカリキュラムに確実に反映しなければならない。(B 7.1.5)

特記すべき良い点(特色)

- 学生の入学試験の成績や入学後の各試験の成績、GPA等に関するデータの収集、管理を行っている。

改善のための助言

- IR部門とプログラム評価委員会の活動を実質化し、カリキュラムと学修成果を定期的にモニタする仕組みを設け、評価の結果をカリキュラムに反映すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 以下の事項について定期的に、教育プログラムを包括的に評価するべきである。
 - 教育活動とそれが置かれた状況(Q 7.1.1)
 - カリキュラムの特定の構成要素(Q 7.1.2)
 - 長期間で獲得される学修成果(Q 7.1.3)
 - 社会的責任(Q 7.1.4)

特記すべき良い点(特色)

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ 地域医療や被ばく医療も含めた学修成果、長期間で獲得される学修成果についてデータを収集し、教育プログラムを包括的に評価することが望まれる。

7.2 教員と学生からのフィードバック

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- ・ 教員と学生からのフィードバックを系統的に求め、分析し、対応しなければならない。(B 7.2.1)

特記すべき良い点(特色)

- ・ 学務委員会のメンバーが6年次学生全員と面談を行い、学生自治会との懇談会も実施して学生の意見や要望を直接聴取している。

改善のための助言

- ・ 教育プログラムに関する分析・対応を可能にするため、教員と学生からのフィードバックを系統的に求めるべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- ・ フィードバックの結果を利用して、教育プログラムを開発すべきである。(Q 7.2.1)

特記すべき良い点(特色)

- ・ 2年次における教育の過密を避けるために学生から意見を聞いている。

改善のための示唆

- ・ 系統的なフィードバックの結果を利用して教育プログラムを開発することが望まれる。

7.3 学生と卒業生の実績

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- ・ 次の項目に関して、学生と卒業生の実績を分析しなければならない。
 - ・ 使命と意図した学修成果(B 7.3.1)
 - ・ カリキュラム(B 7.3.2)
 - ・ 資源の提供(B 7.3.3)

特記すべき良い点(特色)

- ・ なし

改善のための助言

- ・ カリキュラムの変更やPBLの導入等により、意図した学修成果が達成されているか学生と卒業生について調査し、分析すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 以下の項目に関して、学生と卒業生の実績を分析すべきである。
 - 背景と状況(Q 7.3.1)
 - 入学時成績(Q 7.3.2)
- 学生の実績の分析を使用し、以下の項目について責任がある委員会へフィードバックを提供すべきである。
 - 学生の選抜(Q 7.3.3)
 - カリキュラム立案(Q 7.3.4)
 - 学生カウンセリング(Q 7.3.5)

特記すべき良い点(特色)

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ 地域枠や学士編入学等の入試種別や学生の背景に応じた、学修成果の達成状況を学生と卒業生について分析し、責任ある委員会に時宜を得たフィードバックを行い、教育改善につなげることが望まれる。

7.4 教育の関係者の関与

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- 教育プログラムのモニタと評価に教育に関わる主要な構成者を含まなければならない。(B 7.4.1)

特記すべき良い点(特色)

- ・ プログラム評価委員会に各学年の学生代表が含まれている。

改善のための助言

- ・ プログラム評価委員会に教育に関わる主要な構成者を含め、教育プログラムのモニタと評価を確実に行うべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 広い範囲の教育の関係者に、
 - 課程および教育プログラムの評価の結果を閲覧することを許可すべきである。(Q 7.4.1)
 - 卒業生の実績に対するフィードバックを求めるべきである。(Q 7.4.2)
 - カリキュラムに対するフィードバックを求めるべきである。(Q 7.4.3)

特記すべき良い点(特色)

- なし

改善のための示唆

- 教育プログラムのモニタと評価を確実にし、その結果を広い範囲の教育の関係者が閲覧できるようにすることが望まれる。

8. 統轄および管理運営

概評

地域医療に関連する6つの寄附講座を開講して、地域医療の向上に努めていることは評価できる。「岩木健康増進プロジェクト」、「いきいき健診」等で、スタッフと学生が保健医療関連部門と協働して活動していることは評価できる。

医学教育に関するほぼすべての業務を医学教育センターに集約しているが、その下部組織である部門の位置付けを明確にすべきである。医学部および全学のIR部門の機能と役割分担を明確にして、データを集積し有効活用すべきである。医学部長、講座の主宰者、医学教育センター長およびその部門長、教学関係の委員会委員長等の教学のリーダーシップの評価を、使命と学修成果に照合して定期的に行うことが望まれる。

8.1 統轄

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- その統轄する組織と機能が、大学内での位置づけを含み、規定されていない。(B 8.1.1)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- 医学教育に関するほぼすべての業務を医学教育センターに集約しているが、その下部組織である部門の位置付けを明確にすべきである。
- 医学部および全学の IR 部門の機能と役割分担を明確にして、データを集積し有効活用すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 統轄する組織として、委員会組織を設置し、下記の意見を反映させるべきである。
 - 主な教育の関係者(Q 8.1.1)
 - その他の教育の関係者(Q 8.1.2)
- 統轄業務とその決定事項の透明性を確保するべきである。(Q 8.1.3)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- 教学に関する委員会組織に、主な教育関係者やその他の教育関係者の意見を反映することが望まれる。

8.2 教学のリーダーシップ

基本的水準： 適合

医学部は、

- 医学教育プログラムを定め、それを運営する教学のリーダーシップの責務を明確に示さなければならない。(B 8.2.1)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- なし

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 教学におけるリーダーシップの評価を、医学部の使命と学修成果に照合して、定期的に行うべきである。(Q 8.2.1)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- 医学部長、講座の主宰者、医学教育センター長およびその部門長、教学関係の委員会委員長等の教学のリーダーシップの評価を、使命と学修成果に照合して定期的に行うことが望まれる。

8.3 教育予算と資源配分

基本的水準： 適合

医学部は、

- カリキュラムを遂行するための教育関係予算を含み、責任と権限を明示しなければならない。(B 8.3.1)
- カリキュラムの実施に必要な資源を配分し、教育上の要請に沿って教育資源を分配しなければならない。(B 8.3.2)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 意図した学修成果を達成するために、教員の報酬を含む教育資源配分の決定について適切な自己決定権をもつべきである。(Q 8.3.1)
- 資源の配分においては、医学の発展と社会の健康上の要請を考慮すべきである。(Q 8.3.2)

特記すべき良い点（特色）

- 地域医療に関連する6つの寄附講座を開講して、地域医療の向上に努めていることは評価できる。

改善のための示唆

- なし

8.4 事務と運営

基本的水準： 適合

医学部は、

- 以下を行うのに適した事務組織および専門組織を設置しなければならない。
 - 教育プログラムと関連の活動を支援する。(B 8.4.1)
 - 適切な運営と資源の配分を確実に実施する。(B 8.4.2)

特記すべき良い点（特色）

- 医学研究科事務部は学務グループと総務グループからなり、学事に関する事務全般、入試、国際交流等、多岐にわたる業務を担当している。

改善のための助言

- 円滑な業務を遂行するために事務部門をより一層充実すべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 定期的な点検を含む管理運営の質保証のための制度を作成し、履行すべきである。(Q 8.4.1)

特記すべき良い点（特色）

- 弘前大学における組織評価を毎年行っており、機関別認証も定期的に受審している。
- 事務職員および技術職員の評価を実施している。

改善のための示唆

- ・ なし

8.5 保健医療部門との交流

基本的水準： 適合

医学部は、

- 地域社会や行政の保健医療部門や保健医療関連部門と建設的な交流を持たなければならない。(B 8.5.1)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 青森県や弘前市をはじめとする自治体の保健医療部門や保健医療関連部門と積極的な交流を図っている。

改善のための助言

- ・ なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- スタッフと学生を含め、保健医療関連部門のパートナーとの協働を構築すべきである。(Q 8.5.1)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 「岩木健康増進プロジェクト」、「いきいき健診」等で、スタッフと学生が保健医療関連部門と協働して活動していることは評価できる。

改善のための示唆

- ・ なし

9. 継続的改良

概評

1994年から自己点検評価を行い、2006年度、2013年度、2019年度には独立行政法人大学評価・学位授与機構（現 大学改革支援・学位授与機構）による機関別認証評価を受けた。また、今回の医学教育分野別評価によって医学教育の自己点検評価を行い、第三者評価を受け、継続的に改良を行い、医学教育改革の充実を推進している。今後、教育を統轄する組織として、医学教育センターとその下部組織である部門や、各委員会の大学内での位置づけを明確にし、それぞれの部門の規程を作成し権限を明確化することが期待される。

基本的水準： 適合

医学部は、活力を持ち社会的責任を果たす機関として

- 教育(プログラム)の教育課程、構造、内容、学修成果/コンピテンシー、評価ならびに学修環境を定期的に見直し、改善する方法を策定しなくてはならない。(B 9.0.1)
- 明らかになった課題を修正しなくてはならない。(B 9.0.2)
- 継続的改良のための資源を配分しなくてはならない。(B 9.0.3)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- 教育プログラム、構造、内容、コンピテンシー、プログラム評価ならびに学修環境を定期的に見直し、課題を特定して継続的に教育改善を行うべきである。

質的向上のための水準： 評価を実施せず

医学部は、

- 教育改善を前向き調査と分析、自己点検の結果、および医学教育に関する文献に基づいて行うべきである。(Q 9.0.1)
- 教育改善と再構築は過去の実績、現状、そして将来の予測に基づく方針と実践の改定となることを保証するべきである。(Q 9.0.2)
- 改良のなかで以下の点について取り組むべきである。
 - 使命や学修成果を社会の科学的、社会経済的、文化的発展に適応させる。(Q 9.0.3) (1.1 参照)
 - 卒後の環境に必要とされる要件に従って目標とする卒業生の学修成果を修正する。修正には卒後研修で必要とされる臨床技能、公衆衛生上の訓練、患者ケアへの参画を含む。(Q 9.0.4) (1.3 参照)
 - カリキュラムモデルと教育方法が適切であり互いに関連付けられているように調整する。(Q 9.0.5) (2.1 参照)
 - 基礎医学、臨床医学、行動および社会医学の進歩、人口動態や集団の健康/疾患特性、社会経済および文化的環境の変化に応じてカリキュラムの要素と要素

間の関連を調整する。最新で適切な知識、概念そして方法を用いて改訂し、陳旧化したものは排除されるべきである。(Q 9.0.6) (2.2 から 2.6 参照)

- 目標とする学修成果や教育方法に合わせた評価の方針や試験回数を調整し、評価方法を開発する。(Q 9.0.7) (3.1 と 3.2 参照)
- 社会環境や社会からの要請、求められる人材、初等中等教育制度および高等教育を受ける要件の変化に合わせて学生選抜の方針、選抜方法そして入学者数を調整する。(Q 9.0.8) (4.1 と 4.2 参照)
- 必要に応じた教員の採用と教育能力開発の方針を調整する。(Q 9.0.9) (5.1 と 5.2 参照)
- 必要に応じた(例えば入学者数、教員数や特性、そして教育プログラム)教育資源の更新を行う。(Q 9.0.10) (6.1 から 6.3 参照)
- 教育プログラムのモニタと評価の過程を改良する。(Q 9.0.11) (7.1 から 7.4 参照)
- 社会環境および社会からの期待の変化、時間経過、そして教育に関わる多方面の関係者の関心に対応するために、組織や管理・運営制度を開発・改良する。(Q 9.0.12) (8.1 から 8.5 参照)